

亀山市告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年12月26日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21787
- 3 路線名 南鹿島2号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
南鹿島町76番2地先から南鹿島町84番地先まで	旧	18.55	最小	3.15
			最大	17.12
	新	18.55	最小	3.15
			最大	11.67

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21788
- 3 路線名 南鹿島1号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
南鹿島町73番1地先から南鹿島町76番5地先まで	旧	17.53	最小	2.05
			最大	7.15
	新	14.40	最小	5.69
			最大	6.45

第 3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 7 8 9
- 3 路線名 南鹿島線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
南鹿島町70番1 地先から南鹿島町 270番2地先ま で	旧	77.21	最小	3.52
			最大	11.70
	新	77.21	最小	3.52
			最大	14.14